

平成七年三月十五日

三重県条例第三号

改正 平成一二年 七月一三日三重県条例第六五平成一三年 三月二七日三重県条例第四号  
七号  
平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号

三重県環境基本条例をここに公布する。

### 三重県環境基本条例

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則（第一条 第七条）

##### 第二章 環境の保全に関する基本的施策（第八条 第二十三条）

##### 第三章 環境の保全に関する施策の推進（第二十四条・第二十五条）

##### 附則

私たち三重県民は、県土にはぐくまれてきた豊かな自然環境と先人たちの残してきた歴史的文化的な遺産や生活環境を誇りに思い、再び四日市公害の轍（てつ）を踏まないとの決意を持って、健全で恵み豊かな環境を県民共有の財産として保全し、これから生まれてくる子供たちに引き継ぐことを目指すものである。

さらに、私たちは、人は環境の創造物であるとともに環境の創出者であり、多様な生態系の中で生きているということを理解し、私たち自身の営みによって地域環境のみならず地球環境を傷つけている現状を深く反省し、安全で安心できる恵み豊かな環境を念願し、生命の尊厳を深く自覚しつつ、参加と協働の精神を高く掲げ、私たちの経験と技術を生かして世界の人々と共に環境を守ることを決意した。

そもそも、私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に残していく義務を負っている。

この認識の下に、私たち三重県民は、持続的発展が可能な社会を構築し、生態系の均衡を保持し、快適な環境を確保するとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維持継承するために、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一七年六七号〕

##### （定義）

第二条 この条例において「環境の保全」とは、健康で安全かつ快適な生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。以下同じ。）、良好な自然環境その他の健全で恵み豊かな環境を保持し、及び保護するとともに、環境水準の向上を図ることをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

##### （基本理念）

第三条 環境の保全是、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全是、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。

3 環境の保全是、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全是、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

3 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら最大の努力をするとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

5 事業者は、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない。この場合において、協定を締結した事業者は、協定書の写しを添えて知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一七年六七号〕

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一七年六七号〕

(県と市町との協働)

第七条 県は、市町に対し、基本理念にのっとり、県と協働して環境の保全に関し、県の施策に準じた施策及び当該市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。

追加〔平成一二年条例六五号〕、一部改正〔平成一七年条例六七号〕

## 第二章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第八条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。

三 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

四 人と自然の豊かな触れ合いが保たれること。

五 歴史的文化的な遺産が保全されること。

六 良好な景観が保全されること。

(環境基本計画)

第九条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する目標、施策の方向及び配慮の指針

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ三重県環境審議会及び市町長の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

一部改正〔平成一三年条例四七号・一七年六七号〕

(年次報告書)

第十条 知事は、毎年、環境の状況並びに知事が環境の保全に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価の促進等)

第十一条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、工場又は事業場の新設又は増設を行おうとする事業者が、あらかじめその事業活動に係る公害の防止について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十二条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第十三条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置を採ることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、負荷活動を行う者にその者の経済的状況を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うように努めるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者に対して適正かつ公平な経済的負担を課すことによりその者が自らの行為に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する措置について調査及び研究を行うとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、これにより環境の保全上の支障を防止することについて県民の理解と協力を得るように努めるものとする。

(環境の保全に関する事業の推進)

第十四条 県は、緩衝地帯の設置その他の環境の保全上の支障を防止するための事業及び下水道等の公共的な処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、環境への負荷の低減を図るための施設の整備等に努めるものとする。

(快適な環境の保全)

第十五条 県は、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的な遺産、良好な景観その他の快適な環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興)

第十六条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興を図ることにより、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第十八条 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十九条 県は、環境の保全に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、現に公害を受けている者又は受けていると思う者に対し、公害の状況に関する情報を適切に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施等)

第二十条 県は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十一条 県は、環境の状況を的確に把握するために必要な監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(公害に係る紛争の処理等)

第二十二条 県は、公害に係る紛争について迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害に係る被害者の救済を円滑に実施するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境の保全)

第二十三条 県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、事業者、県民、民間団体等と協力し、開発途上にある海外の地域の環境の保全に資するための情報の提供その他の地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 環境の保全に関する施策の推進

(推進体制の整備)

第二十四条 県は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、市町、事業者、県民、民間団体等の参加及びこれらのものとの協働により、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(財政上の措置)

第二十五条 県は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。  
(三重県公害防止条例の一部改正)
- 2 三重県公害防止条例(昭和四十六年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中

「 前文  
第一章 総則  
第一節 通則(第一条) 」

を

「 第一章 総則  
第一節 通則(第一条・第一条の二) 」

に、

「 第三節 公害の防止に関する施策(第六条 第十六条) 」  
を

「 第三節 削除 」  
に改める。

前文を削る。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(目的)

第一条 この条例は、公害を防止するために必要な規制等を行い、もつて県民の健康を保護し、及び生活環境を保全することを目的とする。

第二条を次のように改める。

(県等の責務)

第二条 県、市町村、事業者及び県民は、三重県環境基本条例(平成七年三重県条例第三号)第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、それぞれの立場において公害の防止に努めなければならない。

第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除

第一章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第六条から第十六条まで 削除

第十七条第二項を次のように定める。

2 知事は、前項の排出基準を定めるに当たっては、あらかじめ三重県環境審議会の意見を聴かななければならない。

第三十三条の二第三項、第三十三条の三第二項及び第三十五条第二項中「第六条第三項」を「第十七条第二項」に改める。

(三重県自然環境保全条例の一部改正)

3 三重県自然環境保全条例(昭和四十八年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「自然環境の適正な保全を総合的に推進し」を「自然環境を保全することが特に必要な地域の指定、保全その他の自然環境の適正な保全に関する施策を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに将来の県民にこれを継承できるようにし」に改める。

第二条を次のように改める。

(県等の責務)

第二条 県、市町村、事業者及び県民は、三重県環境基本条例(平成七年三重県条例第三号)第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、

それぞれの立場において努めなければならない。

第四条を削り、第五条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地域開発施策等における配慮）

第五条 県は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

第六条から第十条までを次のように改める。

第六条から第十条まで 削除

附 則（平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。